

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内連絡会議の開催状況

本市では、中心市街地活性化に係る庁内連絡調整のため、茨木市中心市街地活性化連絡会議を組織し、本計画の検討を進めた。

表 9-1 庁内連絡会議の開催状況

開催日		案件
第1回連絡会	令和6年 5月23日	(1) 茨木市中心市街地活性化基本計画策定について (2) 今後の進め方について
第1回幹事会	令和6年 9月25日	(1) 第2期中心市街地活性化基本計画策定状況について (2) 茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコメント実施について (3) 今後の進め方について

表 9-2 茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属	役職
1	副市長	
2	総務部	部長
3	企画財政部	部長
4	市民文化部	部長
5	福祉部	部長
6	健康医療部	部長
7	こども育成部	部長
8	産業環境部	部長
9	都市整備部	部長
10	建設部	部長
11	教育委員会 教育総務部	部長
12	総務部	総務課 課長
13	企画財政部	政策企画課 課長
14		財政課 課長
15		財産活用課 課長
16		まち魅力発信課 課長
17	市民文化部	地域コミュニティ課 課長
18		共創推進課 課長
19		文化振興課 課長
20		スポーツ推進課 課長
21	福祉部	地域福祉課 課長
22	健康医療部	医療政策課 課長
23	こども育成部	こども政策課 課長
24		保育幼稚園総務課 課長
25		保育幼稚園事業課 課長

26	産業環境部	商工労政課	課長
27		環境政策課	課長
28	都市整備部	都市政策課	課長
29		居住政策課	課長
30		審査指導課	課長
31		市街地新生課	課長
32	建設部	建設管理課	課長
33		交通政策課	課長
34		道路課	課長
35		公園緑地課	課長
36	教育委員会 教育総務部	教育政策課	課長
37		社会教育振興課	課長
38		歴史文化財課	課長

(令和6年7月現在)

表 9-3 茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
1	都市整備部		部長
2	産業環境部		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		財産活用課	課長
5		まち魅力発信課	課長
6	市民文化部	共創推進課	課長
7		文化振興課	課長
8	健康医療部	医療政策課	課長
9	産業環境部	商工労政課	課長
10	都市整備部	都市政策課	課長
11		居住政策課	課長
12		市街地新生課	課長
13	建設部	建設管理課	課長
14		交通政策課	課長
15		道路課	課長
16		公園緑地課	課長

(令和6年7月現在)

(2) 市議会における審議

本市市議会定例会及び市街地整備対策特別委員会における茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた主な審議は以下のとおりである。

令和6年 第4回定例会

(市長所信要旨)

中心市街地のまちづくりにつきましては、「次なる茨木グランドデザイン」の「ひと・プロセス重視」を踏まえながら、さらなる活性化の推進と実効性を図るため、「次期中心市街地活

性化基本計画」を策定するとともに、「おにクル」で見られる活動の景色をまちなかに広げていくため、「2コア1パーク&モール」の都市構造をいかし、多様な主体とともに「ひと中心のまちなか」に向けた取組を戦略的かつ継続的に進めていきます。

(質問要旨)

中心市街地のまちづくりについて、2コア1パークのパークとしてのおにクルの成功をこれから両駅前や中心市街地全体にどのようにその効果を広げていく予定なのかについて、お聞かせください。

(市長答弁要旨)

両駅前の再整備や中心市街地活性化基本計画に位置づけられた取組を進めることで、多様な活動の景色を中心市街地全体に広げてまいります。

令和6年 市街地整備対策特別委員会（7月26日）

(市街地新生課参事趣旨説明)

中心市街地活性化基本計画につきましては、令和元年12月に策定いたしました1期計画の最終年度を迎えており、中心市街地内における商業機能の衰退、人口の増加がにぎわいにつながっていない、市民活動の場が不足の課題に対して、中心商業機能の質の更新と、滞在・活動の場の創出を目標に設定し、内閣総理大臣認定の取得による国の支援措置等を活用しながら、様々な事業を実施しているところです。

2期計画につきましては、令和7年4月から令和12年3月までを計画期間とし、おにクルを「共創の中心地」として、まちなかで活動する人口を増やし、そのにぎわいを中心市街地全体まで波及させることを策定方針として、1期計画に引き続き、活動空間、滞留空間の確保や中心市街地全体の回遊性向上を目標に、内閣総理大臣認定の取得に向けて計画の策定に取り組んでいるところです。

(質問要旨)

現行中心市街地活性化基本計画の評価についてお聞きします。

また、全国の事例を見ますと1期計画で終わっている自治体もある中、2期計画の策定を決められましたが、2期計画の内容、スケジュール等どのようにお考えか、改めてご答弁をいただきたいと思います。

(市街地新生課長答弁要旨)

1期計画におきましては、中心商業機能の質の更新と滞在・活動の場の創出を目標とし、おにクルの整備やまちづくり会社の取組をはじめ、様々な取組が進められてきた結果、令和5年度は目標指標のうち、計画掲載事業を活用した新規出店数、平日昼間の歩行者通行量ともに計画期間内における最高の水準を維持し、特に歩行者通行量は目標値を大幅に上回っているほか、参考指標として挙げた公共空間活用件数は、おにクル大屋根広場や芝生広場で新たな活用が進んだほか、まちづくり会社によるスカイパレットの活用などにより、基準値を上回る結果となっております。おにクルの来館者数は順調に推移しており、多様な主体による公共空間の活用が進んでいることから、1期期間中の目標達成は実現できるものと見込んでおります。

現在、2期計画において、さらに回遊性が高まるような掲載事業の検討を進めているところです。また、2期計画のスケジュールにつきましては、令和7年3月に内閣府の認定を受けることを目標としております。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 茨木市中心市街地活性化協議会の概要

本市では、中心市街地活性化の推進に関して、必要な事項について協議を行うために、中心市街地活性化法第 15 条第 1 項の規定に基づき、茨木市観光協会と茨木商工会議所が共同設置者となり、平成 27 年 7 月 10 日に「茨木市中心市街地活性化協議会」（以下、「協議会」）を設置した。

協議会は、中心市街地整備推進機構である茨木市観光協会、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進する機関である茨木商工会議所のほか、地域の商業者、大学等 8 団体の代表者で構成している。

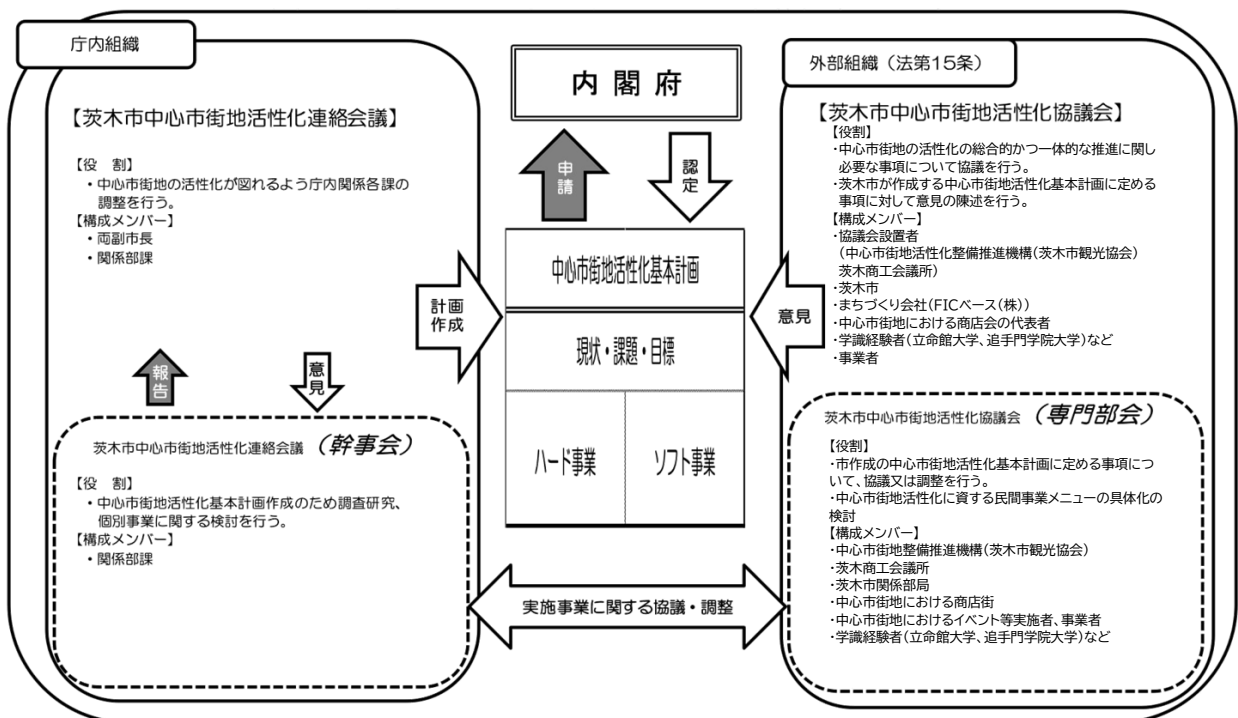


図 9-1 協議会を含む計画作成に向けた組織体制図

表 9-4 協議会委員

団体・役職名		根拠法令
F I Cベース (株)	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 経営学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	准教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部 ホームタウン	担当部長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和 6 年 4 月現在)

(2) 協議会・専門部会の開催状況

表 9-5 協議会の開催状況

開催日		主な検討項目
第 1 回	平成 27 年 7 月 10 日	・茨木市中心市街地活性化協議会の設立について ・茨木市中心市街地活性化に向けた取組について
第 2 回	平成 28 年 2 月 1 日	・基本計画 (案) について ・事業者ヒアリングの結果報告
第 3 回	平成 28 年 6 月 28 日	・内閣府事前協議の結果報告 ・コア事業に関する意見交換
第 4 回	平成 28 年 10 月 12 日	・市民アンケート調査の設計に関する議論 ・公共空間活用についての意見交換
第 5 回	平成 28 年 12 月 22 日	・場を開く社会実験に関する意見交換 ・市民アンケート調査結果の報告 ・基本計画案について意見交換
第 6 回	平成 29 年 2 月 21 日	・場を開く社会実験の結果報告 ・基本計画案について意見交換
第 7 回	平成 29 年 11 月 15 日	・基本計画 (案) における数値目標について意見交換 ・まちづくり会社に関する意見交換
第 8 回	平成 30 年 2 月 16 日	・内閣府協議結果の概要報告と対応 ・中心市街地の現状分析と課題・方針、主な実施予定事業等
第 9 回	平成 30 年 5 月 14 日	・内閣府協議経過 ・まちづくり会社について

		・次なる茨木・グランドデザイン（案）
第10回	平成30年 7月23日	・中心市街地活性化基本計画に関する内閣府協議等の経過報告と進捗状況について ・まちづくり会社の検討状況について
第11回	平成30年 11月5日	・中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメントの実施について ・まちづくり会社の検討状況について
第12回	平成31年 3月26日	・中心市街地活性化基本計画策定に向けた現状と課題、基本計画に記載する茨木市中心市街地活性化協議会の意見書について ・まちづくり会社の現状について
第13回	令和2年 4月7日	・茨木市中心市街地活性化協議会委員の追加及び変更について ・茨木市中心市街地活性化協議会規約の改訂について
第14回	令和2年 5月29日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第15回	令和3年 5月7日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第16回	令和3年 12月20日	・基本計画の変更申請について
第17回	令和4年 4月27日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第18回	令和4年 12月19日	・基本計画の変更申請について
第19回	令和5年 4月26日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第20回	令和6年 4月30日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について ・茨木市中心市街地活性化基本計画（第2期）の策定に向けた検討状況について
第21回	令和6年 9月18日	・第2期中心市街地活性化基本計画（案）についての意見交換 ・市民アンケート調査結果の報告 ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた協議会の意見書について ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコメント実施について

表 9-6 専門部会の開催状況

開催日		主な検討項目
第1回	平成27年 8月24日	・茨木市中心市街地の現状と課題について ・ガンバ大阪提案事業について
第2回	平成30年 5月14日	・基本計画策定状況について ・基本計画掲載事業について

(3) 法第 15 条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項の規定に適合した組織を構成していることについては以下の通りである。

- ・第 1 項第 1 号イの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として「一般社団法人茨木市観光協会」を組織の構成員としている（平成 27 年 7 月 8 日 法第 61 条第 1 項の規定に基づき中心市街地整備推進機構に指定済）。

茨木市指令都第 35 号

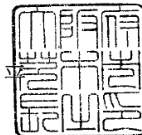
中心市街地整備推進機構指定通知書

平成 27 年 6 月 30 日付けで申請のあった中心市街地整備推進機構の指定については、審査の結果、中心市街地の活性化に関する法律第 61 条第 1 項の規定により、下記のとおり中心市街地整備推進機構として指定することに決定したので、下記のとおり通知します。

については、中心市街地の活性化に関する法律を遵守し、中心市街地の活性化のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

平成 27 年 7 月 8 日

茨木市長 木本 保平



記

住 所 茨木市駅前四丁目 6 番 16 号

団 体 名 一般社団法人茨木市観光協会

代表者名 会長 山野 寿

- ・第 1 項第 1 号ロに規定する会社（まちづくり会社）の政令で定める要件については、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市の有する議決権の割合が百分の三以上であることとされており、FIC ベース(株)における市の議決権割合は 22%であることから、この規定に適合している。

- ・第1項第2号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として「茨木商工会議所」を組織の構成員としている。

(4) 茨木市中心市街地活性化協議会からの意見書

令和6年9月18日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市中心市街地活性化協議会
会長 加藤 真一

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

令和6年9月10日付け茨市街第650号にて貴市より照会のありました「茨木市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

茨木市におかれましては、令和元年12月に茨木市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、「中心商業機能の質の更新」、「滞在・活動の場の創出」を目標に様々な事業に取り組んでおり、令和7年3月までの計画期間を満了されようとしています。

令和5年11月に主要事業である文化・子育て複合施設「おにクル」が開館し、多くの市民が滞在・活動する景色が見られ、目標指標の歩行者通行量及び新規出店数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、高水準を維持し、概ね目標を達成している状況にあります。

しかしながら、今後は本市においても人口減少による消費の縮小、働き手の減少等による地域全体の活力の低下が懸念されるほか、交通環境の改善や公共空間の更なる活用は継続して取り組むべきと考えます。

第1期の基本計画の成果と課題をもとに「共創による幸せや豊かさを共感できるひと中心のまちなか」の実現に向けて、中心市街地の活性化を推進するため、当協議会の意見として下記のとおり取りまとめましたので、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

1. 茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について

第2期基本計画（案）は第1期基本計画の十分な検証結果や当協議会における協議を踏まえた内容であり、茨木市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものと認めます。

2. 中心市街地の活性化の実現に向けて

(1) 歩いて楽しい徒歩圏の実現について

歩いて楽しい徒歩圏として中心市街地が市民に利用されるには、安全・安心に移動できる歩行者空間の確保や渋滞解消といった交通環境の整備、歩きたくなるような沿道空間の利用促進など、「ひと中心のまちなか」の実現に向けた取組を早急に進めていくべきと考えます。

また、まちなかの回遊や滞在時間の向上が図られるよう、定期的なイベント開催などのソフト事業の充実や沿道事業者の機運醸成などの支援体制の強化に努められるよう要望します。

(2) 魅力的な都市空間の整備・誘導について

中心市街地の賑わいと商業機能の活性化を図る上で、市民が立ち寄りやすく訪れる目的となる場所の創出は重要であると考えます。

中心市街地の「2コア1パーク&モール」の都市構造を活かし、阪急茨木市駅、JR 茨木駅周辺の再整備の推進及び広場等の滞留機能の充実や、商店街をはじめとする中心市街地内への魅力的な個店の集積を促すとともに、市民や民間事業者、大学等との連携により、魅力的な沿道空間の形成やまちづくり会社等によるそれらの取組が引続き支援されることを要望します。

(3) 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現について

中心市街地全体の賑わいを創出する上で、公共空間を市民の憩いや活動の場として活用していくことは重要な取組であると考えます。

そのため、多様な主体が日常的に利活用できるような仕組みや環境の整備が必要です。恒常的な賑わいをもたらすため、新たに活動や事業を始めたい人への支援及びまちなかの情報発信などのソフト事業の展開とともに、多くの方々がつながり、共感しあえる場・拠点づくりに今後とも取組まれることを要望します。

3. 官民連携による活性化施策の推進について

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（案）を総合的かつ一体的に推進するため、当協議会が中核的な役割を担い、民間活力の導入や情報交換など、茨木市と密接に連携を図りながら官民連携による活性化施策の推進に積極的に取り組んでまいりますので、これからもご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 茨木市中心市街地活性化協議会の規約

茨木市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）及び茨木商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、茨木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、茨木市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局は、茨木市岩倉町2番150号の茨木商工会議所内に置く。
2 事務局の運営に必要な事項は、茨木商工会議所が処理する。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）
- (2) 茨木商工会議所
- (3) 茨木市
- (4) 法第15条第1項第1号ロ（FICベース株式会社）
- (5) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第5号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
 - 3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第5号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）の代表取締役をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、構成員のうち第6条各号に掲げる者から会長が指名する者とする。

- 2 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。なお、当該構成員が出席できない場合は、当該構成員の指名する者を代理として出席させることができる。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第11条 構成員等がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その構成員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急に要する事項または簡易な事項については、書面により委員及び構成員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第 12 条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第 13 条 法第 9 条第 2 項各号に掲げる事項について必要な調査又は研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 14 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

2 協議会の設立の日の属する事業年度は、設立の日から 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(a) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①過去の取組に対する評価

「1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「[1] これまでの中心市街地の活性化に関する取組」において、取組の効果と課題等について記載。

②統計的データ等による客観的な把握・分析

「参考資料」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、データを活用した地域の現状等について記載。

③地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

令和6年5～6月に茨木市中心市街地活性化基本計画策定に関するアンケートを実施。「参考資料」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」において、アンケート調査を活用した地域住民の意向等の分析を記載。

(b) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①地域住民等を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動

基本計画（案）に対する市民の意見を広く聴くため、令和6年10月1日から10月25日まで市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、計画策定の参考とした。

②地域住民等が主体となったまちづくりやイベント等に関する活動状況

本市の中心市街地では、平成16年11月に策定された旧茨木市中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗活用や多種多様なイベントの開催等、市民・事業者等による主体的な取組が盛んに行われてきた。

平成30年には文化複合施設の整備に向けて、市民会館跡地エリア「IBALAB（イバラボ）市民会館跡地活用」と称し、中央公園北グラウンド南側に実験的に設置した芝生広場において、ワークショップを経て出されたアイデアを元に様々な市民主体の取組を実施してきた。また、第1期計画の期間中は、市民や商工会議所、民間事業者と協力しながら、公共空間を活用した社会実験を実施してきた。

本計画においても、これまでの取組を継承しつつ、中心市街地活性化協議会において、市民・事業者等と連携した取組を一体的に推進することで、より大きな相乗効果を発揮することを目指す。